

全6講

# 医院経営を考える アフタヌーンセミナー

院長先生やサポートされる奥様方、医院経営におけるお悩みやご不安はございませんか？

本セミナーでは、事業承継や医院経営における税金・労務対策などをテーマに、経験豊富な講師陣が初めての方にもご理解頂けるようにわかりやすくご説明いたします。

このようなお悩み  
ございませんか？

- ☞ 税務調査の対応を教えてください
- ☞ 効果的な相続対策が知りたい
- ☞ 増患者対策や医院の働き方改革って何？



～特別な皆様へ～ 優雅なひとときを楽しむプライベートサロンへご案内します

セミナー開催日：令和4年4月14日(木)～令和5年3月9日(木)  
14:00～15:30 完全予約制／先着順受付

会場：積水ハウス 草津展示場  
-ABCハウジング草津住宅展示場-

住所：草津市木川町77 (ABCハウジング草津住宅公園内)

対象：滋賀県医師協同組合の組合員、ご家族

定員：各回6名限定

参加費：1講座につき1名あたり2,000円(税別)

申込み：FAX送信またはお電話にて

[会場イメージ]



[アクセスマップ]



## 第1回目の開催について



日時：令和4年4月14日(木) 14:00～15:30

テーマ：『ちょっと待ったその節税！お金を残すためにすべき節税対策』

節税は資金をより多く残すための手段であり目的ではありません。納税することより資金が先細りしてしまうと本末転倒な結果を招きます。税務調査を念頭においた健全な節税対策をわかりやすく解説します。

講師：澤田匡央税理士事務所 税理士 澤田匡央

〈主催〉 滋賀県医師協同組合

〈共催〉 積水ハウス株式会社

滋賀支店 彦根支店 京滋奈シャームズン支店

第2講

令和4年  
6月9日(木)



『税務署がやって来る！ 知っておきたい、その傾向と対策』

〈講師〉三須税理士法人 税理士 三須 友晶

個人クリニックの場合は所得税、医療法人の場合は法人税。また相続が発生した場合には相続税の調査も行われます。税務調査を受ける側としての事前準備を具体的に解説します。

第3講

令和4年  
9月8日(木)



『知ってあんしん！ 今から始める“相続対策”のススメ!』

〈講師〉税理士法人 京都経営 税理士 大江 孝明

財産を大切なご家族へ承継する相続対策。医業を後継者にスムーズに承継するための対策。令和4年度税制改正のポイントも含め、健全な相続対策の3大原則を詳しく解説します。

第4講

令和4年  
11月11日(金)



『個人医院・医療法人の“事業承継対策”のススメ!』

〈講師〉税理士法人 京都経営 税理士 大江 孝明

医療機関の事業承継は、親子間か第三者かの承継相手による違い、個人事業か医療法人かの違いにより大きく異なります。ご家族・患者様・職員様を守るための事業承継・相続対策を詳しく解説します。

第5講

令和5年  
1月12日(木)



『医療機関の事業承継の勘所!』

〈講師〉税理士法人 りたっくす 代表社員・税理士 久乗 哲

医療機関の事業承継は、親子間か第三者かの承継相手による違いと、個人事業か医療法人かという開設主体の違いによる留意点がございます。これらの承継実例を交え解説いたします。

第6講

令和5年  
3月9日(木)



『もう人で悩まない ～クリニックを取りまく労務問題～』

〈講師〉社会保険労務士法人 京都経営 特定社会保険労務士 白波瀬 隼人

押さえておくべき法的知識と医院を守るためにどう対応してすべきか。いきいきと働いてもらうために押さえておくべき労務管理の基本やトラブル対策を分かりやすく解説します。

ご希望の方には各講師への個別相談を承ります。詳細は滋賀県医師協同組合まで

〈講座予約申込みシート〉

FAX 077-553-6770

お手数ですが、参加希望講座に☑を付け、必要事項をご記入の上、このままFAXしてください。(下記のお電話番号からもお申込みいただけます)

フリガナ		参加希望 講座	<input type="checkbox"/> 第1講	<input type="checkbox"/> 第2講	<input type="checkbox"/> 第3講
お名前			<input type="checkbox"/> 第4講	<input type="checkbox"/> 第5講	<input type="checkbox"/> 第6講
お電話					
ご住所	〒				

滋賀県医師協同組合

滋賀県栗東市総一丁目10-7 医協ビル1階

お電話でのお申込み・お問い合わせ (9:00 ~ 17:30)

TEL 077-516-8660

〇お客様情報の利用目的について〇 滋賀県医師協同組合は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、業務に従事するすべての者が、その責任を認識し、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令・ガイドラインを遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。